

仕 様 書

1 件名

港にぎわい公園づくり基本方針改定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目 5 番 25 号）

4 目的

本委託は、港にぎわい公園づくり基本方針の改定に向けて、令和元年度に実施した公園等の利用実態調査に基づく現状把握、現行方針の課題の整理を行うとともに、平成 29 年に改正された都市公園法・都市緑地法、令和 2 年度に改定予定の港区緑と水の総合計画に示される公園等の整備・管理運営に関する取組等を踏まえた見直しの検討等支援を目的とする。

次期計画の策定は令和 3 年度末を予定している。

5 用語について

本仕様書の中での用語は以下のとおりとする。

○公園等：区が管理する公園・児童遊園・遊び場・緑地

○公衆トイレ：区が管理する公衆便所及び公園等内に設置されているトイレ

6 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、体制、スケジュール等について、実施計画書及び工程表を作成し、提出する。

(2) 港区の公園等の整理

① 事業進捗状況の整理

現行の方針に掲げた施策に基づく「具体的な取組」について関係する所管課・係を対象に、実施状況に関する調査を実施し、進捗状況を項目ごとに整理する。

② 公園等の現況の整理

令和元年度実施の公園等利用実態調査等を基に、港区の公園等の現況、利用状況、利用者要望、経年変化を整理する。

指定管理者により行われている事業、町会等が実施しているイベント等をまとめる。資料は区が貸与する。

③ 公園等の現状のとりまとめ

①及び②の結果を基に、港区がこれまでに実施してきた公園事業とその成果をとりまとめる。

(3) 現行方針の課題と改定の方向性の整理

① 現行方針の課題整理

(2)で把握した現状を踏まえ、現行方針の課題を整理する。課題の整理にあたっては、現行方針策定以降の公園等を取り巻く新たな動向や環境の変化、関連する法律の改正や区の上位計画（緑と水の総合計画、環境基本計画など）の改定、国及び東京都の取組などを踏まえ、新たに取り組むべき課題の抽出も行う。

② 改定の方向性に関する検討支援

①で整理した課題を踏まえ、関連する法律や計画等との整合を図りつつ、見直しに当たっての方向性や指標・目標値の見直しの考え方を整理する。

(4) 「改定素案」及び「改定案」の作成支援

① 公園等の整備・管理運営に関する検討支援

改定の方向性を踏まえ、公園等の整備・管理運営に関する目標、基本方針、施策の見直しの検討を支援する。

② 公衆トイレに関する検討支援

改定の方向性を踏まえ、公衆トイレの整備・維持管理に関する目標、基本方針、施策の見直しの検討を支援する。

③ 地域別方針の検討支援

①及び②を踏まえた、公園等配置計画の見直し及び区内5地区の取組方針の検討を支援する。

④ 推進体制、進行管理の検討支援

改定素案の推進体制、進行管理の検討を支援する。

(5) パブリックコメントの実施支援

改定素案について、パブリックコメントを実施する際の資料作成及び印刷を支援する。また、提出された意見の整理、改定案への反映に関する検討を支援する。

(6) 港にぎわい公園づくり基本方針改定案 印刷原稿作成支援

パブリックコメントの結果を反映した改定案について、図表、イラスト、写真などを活用し、視覚的にわかりやすい資料として整える。

(7) 検討委員会等の運営支援

① 「港にぎわい公園づくり基本方針検討会」の運営支援

学識経験者と区民により構成する「港にぎわい公園づくり基本方針検討会」(3回程度を予定)に関する資料作成や運営(実施に係る設営及び資料印刷準備等を含む)支援を行う。なお、学識経験者等への謝礼の支払いは区で行う。

② 「港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会」の運営支援

庁内関係部署の職員により構成する「港にぎわい公園づくり基本方針策定委員会」(4回程度を予定)に関する資料作成及び運営(実施に係る設営及び資料印刷準備等を含む)支援を行う。

(8) 打ち合せ協議

本業務における打ち合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時の他、計11回程度を基本とする。なお、業務着手時及び成果品納入時には業務責任者が立ち会うこととする。各打ち合わせ時には、業務の進捗管理を報告する。

5 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約日の翌日から起算して、2週間以内に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

6 成果品

受注者は、以下の成果品を令和4年3月31日までに発注者に提出すること。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務完了までの議事録及び関係資料 一式
- (3) 「港にぎわい公園づくり基本方針」 本編(A4・カラー版) 5部
- (4) 「港にぎわい公園づくり基本方針」 概要版(A3・カラー版) 2部
- (5) 上記成果品の電子データ(CD-RもしくはDVD-R) 1部

電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

7 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

8 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。

- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

9 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

11 担当

港区街づくり支援部土木課公園計画担当（担当 江川）
電話（代）3578-2111 内線2236 ファクシミリ 3578-2369